

Title	入地会と新田開発 ( 社会経済史資料紹介 )
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1944
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.38, No.1 (1944. 1) ,p.51- 60
JaLC DOI	10.14991/001.19440100-0051
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19440100-0051">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19440100-0051</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

朝鮮の確立」のもつ意義について、注意を喚起するに止めよう。蓋しそれは朝鮮の現状に立脚し、緊急的にも恒久的にも物心兩様の意味においての朝鮮の總力結集を可能ならしむべき、最高の指導理念と目されるからである。

## 入地會と新田開發

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

江戸時代の農村にとつて野山の入會地はその生活に缺くべからざるものである。肥料の源泉として、又燃料の供給地として野山の必要は普通想像する以上に大である。そこに熊澤蕃山などの「野は野にて置きたるぞよき」といふ議論も出て來るのである。かく重要であるが故に野論・山論といはれてゐる入會地を廻る論争がしばしば繰り返されてゐたのである。従つてさうした争ひの訴訟文書は少なからず存してゐるが、入會地の内容について語るものは比較的少ない。

今次ぎに紹介しようとする文書も入會地の内容については殆ど語つてゐない。しかし入會地と新田、入會地とそれの上に存する物權などについて若干の資料を提供するものであり、又それが農村における重要性を示唆すると共に、それに對する當時の爲政者の態度をも窺ふことが出来る。そのうち新田開發と入會との關係についてこれら一連の文書からその變化を探つてみようと思ふ。

場所は上總國市原郡妙香・奉免・櫃挾<sup>ひつは</sup>・土宇・上原等の諸村に互る一帯の野山であるが、今の上總牛久町北方の地域である。妙香村文書中に存したものであるから、同村を中心としてみることにする。大體年代順に紹介し、それら

に現れた重要な點に若干の解説を加へることに依つて問題の傾向を明かにしようと思ふ。

第一の文書は承應三年(一六五四)のもので、妙香村と奉免村との村境に關する返答書である。

「乍恐指上ケ申返答書之事

一妙香村・奉免村之境内之驗ニ先年

權現様御代々炭御埋置被<sub>レ</sub>成候、其炭去ル十月六日掘出シ、爲<sub>レ</sub>證據にて伊丹藏人様御知行處内田村名主五郎左衛門・六左衛門・四郎右衛門、中川彌五兵衛様・小田切喜兵衛様御知行所左瀬村名主次右衛門・同茂兵衛、永井勘兵衛様・三島彌八様御知行所權挾村名主長右衛門・同惣兵衛ニ右之炭預ケ置申候、此者共被<sub>レ</sub>召寄、御尋可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、妙香村野山内山共ニ少茂不<sub>レ</sub>殘、田畑者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、代々三度迄御檢地之上、石高御尋被<sub>レ</sub>成候、先高は貳百拾五石、此外ニ山野錢永壹貫四百文つゝ、御領・私領ニよらず、代々右之野錢指上ケ申候、然處ニ貳十ヶ年以前ニ酒井讚岐守様・高室喜三郎様御兩人様之御免狀を御勘定所江被<sub>レ</sub>召上、其上山守共被<sub>レ</sub>召出、先例之境具ニ御尋被<sub>レ</sub>成、御吟味之上ニ而右之野錢を高ニ御直し候而、妙香村之高三百六拾貳石七斗九升ニ被<sub>レ</sub>成、其上私共迄被<sub>レ</sub>召出、様子御尋之上、右之高ニ被<sub>レ</sub>仰付候、左御座候得は、水野若狹守殿御知行貳千石之内ニ而御座候事、一だうめ台・おて澤・笹塚と申三ヶ所之山、妙香村石高之内ニ而先年ノ境御座候所を、奉免村ノ入合と申候、入合ニ而者無御座候、搦成證據御座候、當六月十二日に百姓六人罷出、奉免村之鎌を取申候、若狹守家老佐々井八郎兵衛内之者一同致候と申候儀偽ニ而御座候、同十三日ニ若狹守殿代官左澤六右衛門、喜右衛門足輕召連候而申候と申儀、かゝもく偽ニ而御座候、此方之林山をくすし可<sub>レ</sub>申と申候而、奉免村ノ百姓大勢參候間、此方ノも百

姓斗罷出、くつさせ申間敷と申候而申合候所江、左瀬村之百姓共出合候而扱申候事、

一佐々井八郎兵衛新田畑きらせ新林致候處、奉免村草刈場ニ而無<sub>レ</sub>御座候事、

一妙香村之山之内を八年以前ニ畑ひらき申候所を奉免村ノ斷り荒させ申候由偽リニ而御座候、前々妙香村之山ニ而石高ニむすび申候地ニ而御座候間、畑ひらき申候ハ此かた荒し不<sub>レ</sub>申、作り來り申候、新林之儀も石高之内ニ仕立申候、先例之境之證據共數多御座候而、新林之境とハ各別隔申候事、

一妙香村之内土戸之台と申所、田地高三反三畝步之所を奉免村佐左衛門と申者三十ヶ年以前ノ入作ニつくらせ置申候ニ付、斷り仕、當正月ノ此方へ取近し申、當作毛此方ノ仕付申候、右之内を六畝步程我等共植付不<sub>レ</sub>申候先ニ、奉免村ノ仕付申候ニ付、斷仕、互ニ合點ニ而此方へ稻かり取申筈ニ相濟申候事、

右之條ニ少茂偽無<sub>レ</sub>御座候も、御尋ニ者口上ニ可<sub>レ</sub>申上候、以上、

承應三年午ノ十一月廿五日

水野若狹守知行所

妙香村

名主 (破レ)

御奉行 所様

承應度における妙香・奉免村の野論については右の外に文書がないから明かではないが、要するに兩村の中間に存してゐる野山地を兩方から新田畑に開發していつたために、境地を越えて開發し、境目が明かでないために兩村の

入地會と新田開發

百姓が終に衝突を惹起したものとみるのが穩當であらう。この承應度の論争がどういふ結末をとつたかは明かでないが、結局完全解決には到達し得なかつたか、あるひは論争のまま一年餘を経過したものか、二年後の明暦二年(一六五六)に次ぎのやうな判決が與へられてゐる。

上總國奉免村と同國明香村野論事

右一牧繪圖以ニ口書ニ遂ニ穿鑿ニ候得者、双方之境と申所不ニ分明ニ候、彼論所之内ニ双方之新畑多令ニ開發ニ候ヘハ、入相と相聞ヘ候間、奉免村新畑貳町四反余、妙香村新畑三反六畝廿八步之所者如ニ跡ニ、作之殘柴間者入相ニ仕、自今以後新田新畑立出等仕間敷候、爲後日ニ兩村ヘ證文下置者也、

明暦貳年中六月十日

設 勘 左

雨 次 郎 右

村 次 左

波 半 右

北 安 房

明香村

名主

百姓中

これに依つてみれば妙香村が權現様の時埋めて置いたといふ炭の境標も確實なものとは認められなかつたらし

い。結局境界不明といふことから、兩村が開發した新畑はそのまま兩村に歸屬せしめられ、残りの野を兩村の入會地として爾後新田畑等の開發を禁止することに依つて一應解決したのである。しかしこれで問題が解決されてゐないことは明かであり、その後にも亦問題を惹起してゐるやうである。

元來野山を勝手に新田畑とすることは、假令入會地でない場合でも多くの問題を生ずる。最初の資料に據れば、その野山が村高に包含されてゐる場合には勝手に新開され得るやうにも解されるが、新田畑開發は利害の及ぶところが大であるから、次第に窮屈になつて來たやうである。初期には野山も澤山あつたから、勝手に開發し得たやうであるが、後には少なくなり、次第に嚴重に取締る必要を生じたのであらう。

第三の資料も第二の分と同様、入會地への開發を從來のものだけを認め、爾後禁止したものである。寛文十三年が九月二十一日に改元され、延寶元年(一六七三)となつた年のものである。

「桑原台土手々水流境目之通、妙香村。上原村入相ニ草刈候様ニと先年申渡候通、双方入相ニ可レ刈之、有來新畑之外自今已後右兩村々新枝新林不可レ仕、爲其見分之上双方江此書村を以申付もの也」

寛文拾三癸丑年九月四日

岩部 治 兵衛  
安田 藤 右衛門  
佐々 井二郎 左衛門

妙香村

組名  
惣百頭主

入地會と新田開發

しかし新田畑の開發は人口の増大と共に必要でもあり、又それに依つて年貢の増加を計ることも出来、領主にとつても有利であるから、村内の明地等に於て一般に差障りのない限りは開發するのが自然であらう。次に掲げる第四の元祿四年(一六九一)のものは入會とは直接關係のない川原の開發であるが、かうした傾向を示すものとして掲げて置く。

一札之事

一川田我等田地之地尻柴野并佐瀬河原、我等松林之外川原、右兩所ニ郷中新畑いたし度旨被申候所ニ、田尾村八左衛門、牛久村三郎兵衛・九郎右衛門立合相談之上、右兩所新開、郷中ニ而致候旨ニ相定候事  
一川田かこいニ致置候柳南之方、地通川きわ迄、我等地内ニ相究申候、北西之方柴野川原并佐瀬河原松林之外川原ハ郷中新畑ニ致候旨ニ相定候事

一同所田地かこいニ致置候竹やぶ之竹、川田買普請入用之時分ハ前ニ之通切用可被申候事、  
右之通相定候上、右之所ニ自今以後出入申分無之候、爲其互ニ證文取替シいたし置申候、爲後日ニ依而如件、

元祿四年未ノ五月

妙香村

佐々井次郎左衛門

名主 組頭 惣百姓中

佐々井次郎左衛門は前にも出てゐるが、妙香村領主水野若狹守の家老である。かく新田畑を開發していけば、刈敷地としての山野の重要性はますます増大せざるを得ない。それが内野、即ちその村だけの入會地であつたとして

も、各人が勝手に刈取るとは弊害を生ずる。次ぎの元祿六年(一六九三)の分は、内野に關する契約書であるが、それを各戸について如何なる割合で割山にしたか記してゐないことは甚だ遺憾である。

相定申連判手形之事

一今度村中惣百姓相談之上ニ而、さん屋野之内少つゝ面ニ割取、冬刈ニ相定仕度旨奉願候、然上者何分之儀何方申來候共、村中相談仕、連判之上ニ而奉願候得者、何方まで茂急度申分ケ仕、何茂江少も難儀かけ申間鋪候、  
一右之冬刈山之内へ植木一圓仕間敷候、勿論田畑之あをりニ罷成候所は、三間つゝ草はやし申間敷候  
一右之通り相互ニ相談ニ而割山ニ仕候間、中間ニて吟味仕、少も分失仕間敷候、若相背分失仕候は、課錢三百文ニて御訴訟可仕候、爲後日ニ村中惣百姓相談之上、連判手形願狀依而如件

元祿六年癸酉ノ三月廿二日

妙香村

(百姓・寺院五十五名連判)

名主 傳 兵 衛殿

組頭 茂左衛門殿

同 次右衛門殿

新田開發と山野との關係は漸次に厄介な問題となつて來たのであるが、大體享保頃になると一層行詰つて來たのが一般であつたと思はれる。この地方においても同様であつたらう。その際新田開發が所謂町人の開發新田のやう



な大規模の對象となるのは、前述のやうな隣村との狹隘な地域でなく、もつと広い地域である。この地方にも長作野又は北山と呼ばれる山野があり、妙香・牛久・奉免・上原・櫃挾・土宇六ヶ村の入會地であつた。元文二年(一七三七)これが開發の對象とされ見分された。これに關する文書が三通ばかりあるが、結局開發されたかどうかは不明であるが、地元ではこの開發に反對である。その反對歎願書は次ぎの如くである。

「乍、恐以書付御訴訟申上候事

上總國市原郡水野帶刀知行所

山元牛久村北山 廿町歩程

地元 妙香村 長作野

一上總國市原郡大桶村勘太郎并江戸町人源七・庄兵衛御新田見立御願申上候ニ付、上野官兵衛様・板垣用右衛門様去月上旬御見分ニ御出被遊、村々野方御案内被仰付、無相違右之場所奉御覽入、其節御兩人様江書付ヲ以御願申上候通、北山之儀は地頭御拜領高之内ニ而、野永三百文宛ニ牛久村ノ地頭所江上納仕來候、尤子子村々ノ野手毎年牛久村江請取來申候事、

一右芝地之儀は奉免村・上原村・櫃挾村・土宇村、此四ヶ村入合ニ而秣刈取、牛馬ニふみしめさせ、先規ノ田畑こやしニ仕付來候場所ニ御座候所、御開發被仰付候而は、外ニこやし等刈取之場所無御座、古田畑仕付成かたぐ、村々百姓殊之外難儀仕候、取分地元妙香村之儀は、右北山之谷ニ古田畑拾貳町歩余御座候、右山ニ而芝なぎ刈敷等仕、作來申候、其上櫃挾村・奉免村も古田畑入込多御座候事、

一北山長作野之儀は不殘峰谷之場所ニ御座候故、御開發被仰付候而は、少之雨ニ而茂谷ノ古田畑江砂押しびや

一打仕、至極難儀ニ罷成申候

〔表〕以御慈悲ニ御開發御免被遊、前々之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上、

水野帶刀知行所 上總國市原郡牛久村

山本 名主 喜兵衛

同 知行所 同 國同 郡妙香村

地本 名主 平左衛門

永井久之丞知行所 同 國同 郡櫃挾村

子子村惣代 名主 長右衛門

水野帶刀知行所 同 國同 郡妙香村

村々惣百姓代 源兵衛

原新六郎様

御役人衆中様

この入會地は牛久村では北山と呼び、妙香村では長作野といつたので同一場所であり、後に天保度において兩村の間に争論を惹起したところであるが、その天保度の事件は新田に關係がないからここには省略するが、それに依つてみてもこの一帯の土地は元文度において新田にはならなかつたやうに推測される。恐らく歎願書の示すが如く新田として不適當の場所であつたのであらう。

この入會地の地元が牛久・妙香兩村に互るために、その刈子村から納める野手についても複雑な形式をとつてゐる

入地會と新田開發

る。同じく元文二年の他の文書に依れば、奉免村と上原村とは直接牛久村に納め、奉免村の分は麥五斗・粃五斗、上原村の分はその半分、麥二斗五升・粃二斗五升である。他の土字・櫃挾兩村は妙香村に納め、土字村の分は麥壹石・粃壹石、櫃挾村の分は麥貳斗五升・粃貳斗五升である。かく各村に差違があるのは、恐らくその期取割合に依るのであらう。即ち土字村四、奉免村二、上原・櫃挾兩村一の割合である。

以上は刈子村との關係であるが、地元牛久・妙香兩村の間に次ぎの如き決済が行なはれる。即ち妙香村は麥壹斗五升・粃貳斗五升を櫃挾村分として、京錢五百文を土字村分として牛久村に渡す。その結果妙香村が櫃挾村から受取る分は僅かに麥壹斗に過ぎない。又妙香村は永錢五十文を「北山之内どうめん妙香村内山野錢」として牛久村に渡すことになつてゐる。これは恐らく字どうめんといふ場所が牛久村内で、これを妙香村が内山と同様に使用する代償として支拂つたのであらう。何が故にかうした手敷をかけたのか、單に「先規の如く」とあるのみで、詳細の理由は不明であるが、恐らく山割の關係であらう。後の天保度の文書に現れたところに依ると、この入會地は内山・外山と區別し、内山は牛久村又は妙香村だけの鎌下であり、外山は六ヶ村の鎌下となつてゐたやうである。それらの理由に依つてかうした野手の遣取りが行なはれてゐたのであらう。

以上の外前述の如く天保年間になつて、妙香村と牛久村との間に、又妙香村と奉免村との間に争議が起つてゐるが、それらは新田とは關係がなく、境界の争ひから、その土地の上に生じた樹木の伐採、用水の使用等に關するものであるから、ここには省略する。要するに新田開發と入會地とは微妙な關係があり、その結果は土地の盛衰にも影響するので今その一例として以上の文書を紹介したのである。

## 戦争文献二三

## 酒井鎬次中將・大野信三教授の著作

加田 哲 二

戦争に關する文献は無數に存在する。今次のヨーロッパ戦争の初期に關するもの若干は、われわれの手に入つたが。獨ソ開戦・大東亞戦争の勃發とともにヨーロッパ・アメリカ側の文献は入手不可能となつたが、その後においても、恐らく汗牛充棟の勢をもつて出版されつゝあることと想像する。

わが國の出版界においても、また無數の著述がある。わが慶應義塾大學においても、二年前から戦争文献の蒐集に志し「戦争文庫」を設置し、出來得る限り努力しつゝあるが、既に入手した單行本だけでも數千種に及んでゐる。わたくしも年來戦争問題に興味を持ち研究に従事しつゝある。「人種・民族・戦争」は、その最初の成果であり、續いて、「政治經濟・民族」「太平洋經濟戦争論」「現代の經濟戦争」を刊行し「戦争本質論」を著作した。「戦争本質論」の中には、戦争文献集録を附して置いた。それは、わたくしの書棚にあるもの一部であるが、なほ四百種に上つてゐる。戦争文献は無數である。

それを讀破することは殆んど不可能のことに近い。しかし、それを牛歩をもつて克服することは研究者としてまさになすべき當然の義務である。わたくしの最近讀了したものから、その重なるものをもつて、紹介しよう。